

鈴鹿市庁内委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 3 3 号

鈴鹿市庁内委員会規則の一部を改正する規則

鈴鹿市庁内委員会規則（平成 9 年鈴鹿市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前								
別表（第 2 条関係） 1 ～ 9 略	別表（第 2 条関係） 1 ～ 9 略 <u>10 鈴鹿市次世代育成支援行動計画推進委員会</u> <table><tr><td>目</td><td><u>本市における次世代育成支援に必要な施策の総合的かつ効果的な推進を図る。</u></td></tr><tr><td>所掌事項</td><td><u>（1） 鈴鹿市次世代育成支援行動計画策定及び改定に関すること。</u> <u>（2） 鈴鹿市次世代育成支援行動計画の推進に関すること。</u> <u>（3） 前 2 号に掲げるもののほか、次世代育成に関し必要な事項</u></td></tr><tr><td>定数</td><td><u>30人以内</u></td></tr><tr><td>事務局</td><td><u>子ども政策部子ども政策課</u></td></tr></table>	目	<u>本市における次世代育成支援に必要な施策の総合的かつ効果的な推進を図る。</u>	所掌事項	<u>（1） 鈴鹿市次世代育成支援行動計画策定及び改定に関すること。</u> <u>（2） 鈴鹿市次世代育成支援行動計画の推進に関すること。</u> <u>（3） 前 2 号に掲げるもののほか、次世代育成に関し必要な事項</u>	定数	<u>30人以内</u>	事務局	<u>子ども政策部子ども政策課</u>
目	<u>本市における次世代育成支援に必要な施策の総合的かつ効果的な推進を図る。</u>								
所掌事項	<u>（1） 鈴鹿市次世代育成支援行動計画策定及び改定に関すること。</u> <u>（2） 鈴鹿市次世代育成支援行動計画の推進に関すること。</u> <u>（3） 前 2 号に掲げるもののほか、次世代育成に関し必要な事項</u>								
定数	<u>30人以内</u>								
事務局	<u>子ども政策部子ども政策課</u>								

10～31 略

11～32 略

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。